

二戸市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定に基づき決定したので別紙のとおり公表します。

令和6年12月25日

二戸市監査委員 切 金 精
二戸市監査委員 藤 村 正 彦

公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の対象

施 設 名 二戸市サービスセンター及び二戸市生きがい総合センター
指定管理者 二戸市社会福祉協議会 会長 山口 金男
所 管 課 健康福祉部健康福祉企画課

第2 監査執行年月日

令和6年11月12日

第3 監査の範囲

令和5年度二戸市サービスセンター及び二戸市生きがい総合センターの指定管理委託に係る出納その他関係事務の執行状況

第4 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた公の施設の指定管理者に関する調書・監査総括表及び令和5年度収支決算書等に基づいて、所管課の職員及び指定管理者の担当者より説明を聴取しながら、関係書類・諸帳簿の調査、照合を行い、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

第5 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、指定管理仕様書等に沿って適正に施設の管理及び運営を行っていると考えられた。また、その他の事務処理状況も適正に執行されていると考えられた。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の対象

施 設 名 金田一近隣公園
指定管理者 株式会社カダルミライ 代表取締役 大清水 吉典
所 管 課 建設整備部都市計画課

第2 監査執行年月日

令和6年11月12日

第3 監査の範囲

令和5年度金田一近隣公園の指定管理委託に係る出納その他関係事務の執行状況

第4 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた公の施設の指定管理者に関する調書・監査総括表及び令和5年度収支決算書等に基づいて、所管課の職員及び指定管理者の担当者より説明を聴取しながら、関係書類・諸帳簿の調査、照合を行い、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

第5 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、指定管理仕様書等に沿って適正に施設の管理及び運営を行っていると考えられた。また、指定管理以外の事業とまたがる経費の分配方法について留意改善を要する事項はあるが、出納その他の事務処理状況も適正に執行されていると認められた。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の対象

施 設 名 二戸市シビックセンター
指定管理者 特定非営利活動法人二戸市文化振興協会 理事長 佐藤 順
所 管 課 教育委員会事務局教育部生涯学習課

第2 監査執行年月日

令和6年11月13日

第3 監査の範囲

令和5年度二戸市シビックセンターの指定管理委託に係る出納その他関係事務
の執行状況

第4 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた公の施設の指定管理者に関する調書・監査総括表及び令和5年度収支決算書等に基づいて、所管課の職員及び指定管理者の担当者より説明を聴取しながら、関係書類・諸帳簿の調査、照合を行い、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

第5 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、指定管理仕様書等に沿って適正に施設の管理及び運営を行っていると考えられた。また、出納その他の事務処理状況も適正に執行されていると考えられた。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の対象

施設名	体育施設13箇所（二戸市総合スポーツセンター、二戸市立二戸体育館、二戸市立浄法寺体育館、二戸市武道館、二戸市弓道場、下斗米野球場、二戸市屋内ゲートボール場、二戸市横山グラウンド、二戸市浄法寺グラウンド、二戸市労働環境施設運動広場（大平球場）、堀野近隣公園テニスコート、堀野近隣公園運動広場、二戸市浄法寺運動公園）
指定管理者	一般社団法人二戸市体育協会 会長 太田 郁夫
所管課	教育委員会事務局教育部生涯学習課

第2 監査執行年月日

令和6年11月13日

第3 監査の範囲

令和5年度体育施設13箇所の指定管理委託に係る出納その他関係事務の執行状況

第4 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた公の施設の指定管理者に関する調書・監査総括表及び令和5年度収支決算書等に基づいて、所管課の職員及び指定管理者の担当者より説明を聴取しながら、関係書類・諸帳簿の調査、照合を行い、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

第5 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、指定管理仕様書等に沿って適正に施設の管理及び運営を行っていると考えられた。また、出納その他の事務処理状況も適正に執行されていると考えられた。